

資料 10-1 (日中系・居住系・障害児支援)	令和 6 年 3 月 22 日
障害福祉サービス等に係る事業者説明会	
千葉市障害福祉サービス課	

障害児通所支援・入所支援における各種届出事項について

1 令和 6 年度当初の体制の届出書について

【体制届】

- ・令和 6 年 4 月 1 日付けの変更の有無に関わらず、全ての事業所において **令和 6 年 4 月 1 0 日 (水) (必着) まで** に下記①～⑤の書類の提出をお願いします。

- ①障害児（通所・入所）給付費算定に係る体制等に関する届出書（様式第 5 号の 2）その 1
- ②従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（障害児通所・入所）（別紙 2）
- ③全職員の資格証
- ④障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表（別紙 1）
- ⑤運営規程 ※運営規程に変更がない場合は、提出不要です。

【添付書類】

- ・上記届出に係る添付書類（実務経験証明書等）については、**令和 6 年 4 月 2 4 日 (水) (必着) まで** 期限を延長します。

※本来、体制届の提出は変更の生じる月の前月 1 5 日までを〆切としていますが、報酬改定により書類の準備に時間を要することが予想されるため、上記期限を設定しています。

※令和 6 年 5 月 1 日付け以降の変更に関しては、従前通り前月 1 5 日までの提出をお願いします。

2 令和 6 年度報酬改定による体制届（加算算定）の添付書類について

※報酬改定の概要は本説明会資料 [1. 共通事項3 別紙2](#) をご確認ください。

※体制加算に係る届出の一部を記載しています。

(1) 児童指導員等加配加算 ([1. 共通事項3 別紙2 P 7 6、P 8 7](#))

- ・当該従事者の資格証
- ・児童福祉事業に従事した実務経験証明書

従来は加算要件を満たす有資格者を常勤換算で 1 名以上配置することにより、算定できましたが、令和 6 年 4 月より、配置形態（常勤・常勤換算）及び児童福祉事業等に従事した経験年数（※）に応じて算定単価が変わることとなりました。そのため、児童指導員等加配加算（経験 5 年以上）を算定する場合は、当該資格者の実務経験証明書の提出が必要となります。なお、実務経験証明書には経験年数及び勤務日数の記載が必要となりますのでご注意ください。

※1 年＝1 8 0 日換算のため、「5 年かつ 9 0 0 日以上」の経験により「5 年以上」となる。

※本加算における経験年数は資格取得又はその職種として配置された以後の経験に限らない。

（２）専門的支援体制加算（旧 専門的支援加算）（[1. 共通事項3 別紙2 P 7 7、P 8 7](#)）

- ・当該従事者の資格証
- ・児童福祉事業に従事した実務経験証明書（保育士・児童指導員の場合）

基準の人員に加え、専門職員として理学療法士等（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（※）、児童指導員（※）、心理担当職員（心理学修了等）、又は視覚障害児支援担当職員（研修修了等））を１以上配置（常勤又は常勤換算）していることが要件となります。

※放課後等デイサービスにおいて、新たに保育士及び児童指導員が加算要件資格に加わりました。

※保育士・児童指導員は資格取得・任用から５年以上児童福祉事業に従事したものに限る。

（３）専門的支援実施加算（旧 特別支援加算）（[1. 共通事項3 別紙2 P 7 7、P 8 7](#)）

- ・当該従業者の資格証

理学療法士等を配置（常勤・常勤換算でなく単なる配置で可）し、個別支援計画を踏まえ、理学療法士等が、専門性に基づく評価・計画に則った５領域のうち特定（又は複数）の領域に重点を置いた支援を行うための専門的支援実施計画を（個別支援計画とは別に）作成し、当該計画に基づき支援を行うことが要件となります。※専門的支援体制加算との併算定可能。

（４）事業所間連携加算（[1. 共通事項3 別紙2 P 7 9、P 8 8](#)）

加算要件や手続きについて検討中のため、後日ご案内します。

（５）送迎加算（医ケア児・重症心身障害児の場合）（[1. 共通事項3 別紙2 P 8 0](#)）

- ・送迎加算に関する届出書（重症心身障害児）（別紙９）
- ・付き添い者の資格証

（６）強度行動障害児支援加算（[1. 共通事項3 別紙2 P 8 1](#)）

- ・強度行動障害支援者養成研修（実践研修）の修了証（写）
- ・当該修了者が作成した支援計画シート（写）
- ・強度行動障害支援者養成研修（中核人材）の修了証（写）※放デイ加算（Ⅱ）を取得する場合のみ

強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者を配置し、強度行動障害を有する児に対し、当該修了者が支援計画シート（※）を作成した上、配置基準上の従業者が支援計画シートに基づいた支援を行うことが要件となります。

※支援計画シートは３ヶ月に１回の頻度で更新が必要になります。

（７）訪問支援員特別加算（居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援）

（1. 共通事項3 別紙2 P 9 1、P 9 4）

- ・当該従事者の資格証
- ・実務経験証明書

従来は加算要件を満たす有資格者及び実務経験者の配置により算定できましたが、令和6年4月より当該職員による支援の実施（訪問）が要件となります。

（８）延長支援加算（1. 共通事項3 別紙2 P 8 4、P 9 1）

- ・延長支援加算体制届出書（障害児通所）（別紙5）
- ・運営規程
- ・延長対象者の個別支援計画（写）

基本報酬における最長の時間区分に対応した時間（5時間※）の発達支援に加えて、当該支援の前後に預かりニーズに対応した支援を計画的に行うことが要件となります（職員を2名以上（うち1名は人員基準により置くべき職員（児童発達支援管理責任者を含む））を配置）。

※放課後等デイサービスについては平日3時間、学校休業日5時間

3 その他の提出書類について

（１）事業所の支援プログラムの作成・公表（1. 共通事項3 別紙2 P 7 5、P 8 7、P 9 1）

令和6年4月より、5領域とのつながりを明確化した事業所全体の支援内容を示すプログラム（支援プログラム）の作成・公表が必要となり、未実施の場合は報酬の減算（※）が発生します。

令和6年度の支援プログラム及び公表結果については、令和7年3月頃（予定）を目途に市から全事業所に対し、提出依頼を行いますので、適切に準備を進めていただくようお願いします。

※減算の適用は令和7年4月より開始となります。

（２）令和6年度以降の自己評価・保護者評価・訪問先評価の実施

（1. 共通事項3 別紙2 P 7 8、P 8 8、P 9 3）

従前より実施いただいている自己評価・保護者評価について、児童発達支援・放課後等デイサービスにおいては、令和6年度以降も事業所の従業者による評価を受けた上で、自己評価を行うことが必要となります。また、令和6年度より保育所等訪問支援が新たに自己評価・保護者評価・訪問先評価の対象となり、未実施の場合、報酬の減算が発生します。

令和6年度の各評価及び公表結果については、令和7年3月頃（予定）を目途に市から全事業所に対し、提出依頼を行いますので、適切に準備を進めていただくようお願いします。

(3) 令和5年度の自己評価・保護者評価について

① 対象となる支援

児童発達支援、放課後等デイサービス

※ ただし、年度途中（5月1日～3月1日）に指定を受けた事業所にあつては、指定の翌々年度4月を初回の届出とします。

※ 届け出がされていない場合、届け出がされていない月から当該状態が解消されるに至った月まで、障害児全員について自己評価結果等未公表減算が適用されます。（所定単位数の100分の85）

② 質の評価を実施する際の注意点について

ア 自己評価・保護者等による評価の実施単位について

・事業所毎に実施してください。（法人全体ではありません。）

イ 職員による自己評価の実施方法について

・職員一人一人が自己評価を実施してください。

ウ 事業所全体による自己評価について

・《職員による自己評価結果》を集計の上、職員全員で討議し、項目ごとに課題や工夫している点について認識をすり合わせてください。

・討議の結果を書面で記録し、職員間で共有してください。

・《保護者等による評価結果》を踏まえ、支援の提供者の認識と保護者の認識の違いを客観的に分析してください。

③ 公表について

・上記ウ、事業所全体の自己評価を踏まえ、事業所の強みや改善目標、目標に向けてどのような取り組みを行うか、できるだけ詳細に記載した上で公表してください。

・単なる、「はい」「いいえ」等の数を公表するものではありません。

・保護者等による評価結果については保護者にフィードバックしてください。

・公表の対象は、ウ 事業所全体による自己評価結果を踏まえたものとなりますので、保護者等による評価結果のみを公表している場合は、併せて自己評価結果を公表してください。

・公表している資料に評価実施期間を明記してください。

④ 評価表について

こども家庭庁の「児童発達支援ガイドライン」及び「放課後等デイサービスガイドライン」を参考にしてください。雛型ですので使いやすいように加工していただいて構いません。加工する場合や独自の調査票を活用する場合は、下記の事項を満たしてください。

ア 当該指定通所支援事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、

- 障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況
- イ 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況
 - ウ 指定通所支援の事業の用に供する設備及び備品等の状況
 - エ 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況
 - オ 当該指定通所支援事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況
 - カ 緊急時等における対応方法及び非常災害対策
 - キ 指定通所支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況

⑤ 提出書類

- ア 自己評価結果等届出書
 - イ 事業所における自己評価結果（公表）
 - ウ 保護者等からの事業所評価の集計結果（公表）
 - エ 会報や事業所内掲示物等（該当事業所のみ）
- ※ 多機能型事業所については、イ及びウは事業ごとに作成してください。
- ※ エについては、公表をホームページ以外の方法で行った事業所のみご提出ください。

⑥ 提出期限

令和6年4月10日（水）

書式については下記7（2）のURLにあるものをご活用ください。

（4）医療的ケア児に係る基本報酬区分の取扱いについて（児童発達支援・放課後等デイサービス）

医ケア児の基本報酬区分を届け出ている事業所又は新たに算定する事業所は、下記をご確認のうえ、令和6年度の報酬区分を判定し、届出をお願いいたします。

①届出を要する事業所

現在「医療的ケア児に係る基本報酬区分」の体制を届け出ているすべての事業所、又は新たに算定する事業所

②算定要件等

- ア 一月単位で、医ケア児が利用する日に配置した看護職員の人数が、医ケア区分に応じた必要な看護職員の人数以上である場合に、医ケア児の基本報酬を算定できる。
- イ 必要な看護職員の人数の計算方法は以下のように行う。

医ケア区分	要件	必要看護職員数 (職員：児童)	備考
医ケア区分（Ⅲ）	スコア32点以上	1：1（1.0人/日）	いずれも月の中で必要な職員数を配置できているかで判断。
医ケア区分（Ⅱ）	スコア16点以上	1：2（0.5人/日）	
医ケア区分（Ⅰ）	スコア3点以上	1：3（0.33人/日）	
（例）医ケア区分（Ⅲ）が2人（各月8回利用）、医ケア区分（Ⅱ）が1人（月4回利用）、医ケア区分（Ⅰ）が3人（各月10回利用）いる事業所の場合 （Ⅲ）$2人 \times 8回 \times 1.0人/日 = 16人/月$ （Ⅱ）$1人 \times 4回 \times 0.5人/日 = 2人/月$ （Ⅰ）$3人 \times 10回 \times 0.33人/日 = 9.9人/月$ 月を通して上記人数の看護職員を配置していれば各報酬を算定可能。			

③支給決定等

ア 各区の高齢障害支援課にて、保護者から提出を受けた、医療的ケアの判定スコアに基づいて支給決定を行います。

イ 障害福祉サービス課にて、対象児童が利用する事業所から提出を受けた、医療的ケア区分に応じた基本報酬の算定に関する届出書に基づいて、医ケア区分の支給決定を受けている児童の利用状況と事業所の看護職員等の配置状況を確認し、加算の算定可否について判断を行います。

④提出書類

ア 医療的ケアの判定スコア（保護者から各区の高齢障害支援課へ）

イ 障害児（通所・入所）給付費算定に係る体制等に関する届出書

ウ 医療的ケア区分に応じた基本報酬の算定に関する届出書

エ 従業者の勤務形態一覧表

書式については下記 7（2）の URL にあるものをご活用ください。

⑤提出期限

ア 新規に算定を開始する事業所：本加算の算定を開始する月の前月 15 日まで

※令和 6 年 4 月より開始する場合は、令和 6 年 4 月 10 日（水）まで

イ 既に算定している事業所：令和 6 年 4 月 10 日（水）まで

(5) 看護職員加配加算の適用について（児童発達支援・放課後等デイサービス）

障害児通所支援における看護職員加配加算（主たる対象が重症心身障害児の事業所）については、各加算区分の対象となる医療的ケア児の前年度の延べ利用人数を用いて、当該年度の加算区分を判定することとされています。

つきましては、当該加算を届け出ている事業所又は新たに算定する事業所は、下記をご確認のうえ、令和6年度の加算区分を判定し、届出をお願いいたします。

※加算取得からの実績が3か月未満の事業所は令和6年4月時点の在籍者（契約者）により判定してください。

※加算取得からの実績が3か月以上1年未満の事業所は加算取得時点から3か月の在籍者（契約者）により判定してください。

① 届出を要する事業所

現在「看護職員加配加算」の体制を届け出ているすべての事業所、又は新たに「看護職員加配加算」を算定する事業所

② 算定要件等

ア 看護職員加配加算（Ⅰ）【看護職員1人分の加配加算】

医療的ケア児の判定基準スコアに前年度の出席率（利用日数/開所日数）を掛けた点数の医療的ケア児全員の合計点数が40点以上になること。

イ 看護職員加配加算（Ⅱ）【看護職員2人分の加配加算】

医療的ケア児の判定基準スコアに前年度の出席率（利用日数/開所日数）を掛けた点数の医療的ケア児全員の合計点数が72点以上になること。

③ 提出書類

ア 障害児（通所・入所）給付費算定に係る体制等に関する届出書

イ 利用児童一覧表（看護職員加配加算確認用）

ウ 看護職員加配加算に関する届出書

エ 従業者の勤務形態一覧表

各種書式については下記7（2）のURLにあるものをご活用ください。

④ 提出期限

ア 新規に算定を開始する事業所：本加算の算定を開始する月の前月15日まで

※令和6年4月より開始する場合は、令和6年4月10日（金）まで

イ 既に加算を取得している事業所：令和6年4月10日（水）

(6) 個別サポート加算(Ⅱ)の適用について(児童発達支援・放課後等デイサービス)

障害児通所支援を利用する児童の中には、家庭的な環境要因などにより、事業所が児童相談所や関係連携機関と連携しながら支援を行う必要のある児童が一定程度います。そういった児童に対して事業所が支援を行った結果、通常の児童に支援を行うよりも増大した負担に対する報酬の増額を目的とする加算です。

① 届出を要する事業所

現在「個別サポート加算(Ⅱ)」の体制を届け出ているすべての事業所、又は新たに算定する事業所

② 算定要件等

ア 児童虐待を受けている又はその恐れがある要保護又は要支援児童に対して支援を行っている。

イ 事業所が要支援児童への支援に関し、児童相談所等の公的機関や要保護児童対策協議会、医師等と連携して行っている。

ウ 要支援児童の状況、必要な支援及び連携先機関等との連携内容に関する記録を文書で保管し、事業所と連携先機関等の双方で共有している。(概ね年1回以上)

エ 個別支援計画に、養育環境等も含めた要支援児童等の課題、課題に対する手厚い支援内容、本加算の取得について明記している。

オ 保護者へ本加算の趣旨及び市や連携先機関等と情報共有することを説明し、同意を得ている。

③ 提出書類

ア 障害児(通所・入所)給付費算定に係る体制等に関する届出書

イ 連携先機関等との連携内容に関する記録(写)

ウ 本加算の算定に係る支援内容を明記した最新の個別支援計画(写)※ 保護者の署名済

④ 提出期限

ア 新規に算定を開始する事業所：本加算算定について保護者から同意を得次第速やかに

イ 既に加算を取得している事業所：個別支援計画の更新毎に速やかに

(7) 指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所支援事業者（以下、「指定障害児通所支援事業者等」という。）の指定の更新手続きについて

- ① 指定障害児通所支援事業者等の指定は、6年ごとにこれらの更新を受けなければ、効力を失います。
- ② 指定の更新を受けるためには、新規指定と同様の申請手続きが必要となります。ただし、既に提出している内容に変更がない場合は、一部の書類を省略することができます。対象となる事業者には、更新日の2ヶ月前をめぐに当課からそれぞれ案内をする予定ですが、更新時期については各事業者においてもご注意ください。

(8) 新規（更新）申請、変更の届出、事業の廃止等の手続きについて

① 提出期限

項目	提出期限
指定の新規（更新）申請	前々月の末日
指定の変更申請	前々月の末日
指定内容の変更	変更後10日
事業の廃止・休止	廃止・休止日の1か月前
事業の再開	変更後10日
給付費の体制に関する事（単位数が増える場合）	前月15日
給付費の体制に関する事（算定されなくなる場合）	速やかに
業務管理体制の整備に関する事	遅延なく

② 各種届出様式

下記ホームページに掲載していますので、ご確認ください。

○障害児通所・入所支援サービス

<https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/shogaifukushi/syougaiji.html>

③ 提出先

下記あてにご提出ください。（郵送可）

保健福祉局 高齢障害部 障害福祉サービス課 指導班（障害児通所支援等）

〒260-8722

千葉県千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所9階

TEL：043-245-5227（指導班）

FAX：043-245-5630

電子メール：shogaifukushi.HWS@city.chiba.lg.jp